

ID: 128

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市米田地区集落総合センター条例 第6条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第290号		
<b>【基準】</b>			
<p>第6条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、集落センターの使用の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例、この条例に基づく規則の規定又は第4条第2項の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 使用の許可後に前条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当することとなったとき。</p> <p>(4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>2 前項の規定(第4号の場合は、災害等による緊急の必要があるときに限る。)により使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消した場合において、当該変更、停止又は取消しにより、第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者に損害を及ぼすことがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 129

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用料の徴収</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>十和田市米田地区集落総合センター条例 第7条第1項</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成17年条例第290号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第7条の規定による。                  (使用料)                  第7条 集落センターの使用料は、別表に定める額とする。                  2 集落センターを使用する者(以下「使用者」という。)は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。                  3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。                  4 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 134

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市農村環境施設条例施行規則 第6条第1項		
<b>例規番号</b>	平成18年規則第4号		
<b>【基準】</b>			
<p>第6条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。                  (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、使用者が条例第4条に規定する行為を行ったときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止させる場合は、その理由を付して使用者に通知するものとする。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 154

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市転作作物加工処理施設条例 第5条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第157号		
<p><b>【基準】</b>                      第5条の規定による。                      (使用料)                      第5条 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)の使用料を納付しなければならない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 159

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市野菜集出荷貯蔵施設条例 第5条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第158号		
<p><b>【基準】</b>                      第5条の規定による。                      (使用料)                      第5条 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>3 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 164

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用許可の取消し等</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>十和田市林業者等健康増進用広場条例 第6条</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成17年条例第163号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第6条の規定による。                  (使用の許可の取消し等)                  第6条 市長は、使用の許可を受けようとする者又は使用者が当該使用につき、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。                  (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。                  (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。                  (3) 健康広場の施設若しくは設備等を損傷し、又はそのおそれがあると認めるとき。                  (4) この条例、この条例に基づく規則又は第4条第2項の許可の条件に違反したとき。                  (5) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。                  (6) 前各号に掲げるもののほか、健康広場の管理運営上支障があると認めるとき。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 165

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用料の徴収</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>十和田市林業者等健康増進用広場条例 第8条第1項</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成17年条例第163号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第8条の規定による。                  (使用料)                  第8条 健康広場の施設の使用料は、別表に定める額とする。                  2 使用者は、前項に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。                  3 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 170

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市林道管理規則 第9条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成19年規則第2号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条の規定による。                  (使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、林道の使用の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この規則又は使用の許可の条件に違反したとき。                  (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。                  (3) 使用料を滞納したとき。                  (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>2 前項の規定により使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消した場合において、当該変更、停止又は取消しにより、前条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が損害を受けることがあっても市はこれを賠償しない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 172

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市営共同牧野条例 第5条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第165号		
<b>【基準】</b>			
<p>第5条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、牧野使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。</p> <p>(1) 職員の指示に従わなかったとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 173

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用料及び手数料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市営共同牧野条例 第6条第1項及び第2項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第165号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。 (使用料及び手数料)</p> <p>第6条 牧野の使用料は、別表第1に定める額に牧野の使用日数を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。</p> <p>2 牧野において行う人工授精及び受精卵移植の手数料は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の使用料及び前項の手数料を減額し、又は免除することができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 1008

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	督促手数料の徴収		
<b>例規名 根拠条項</b>	青森県税外諸収入金に係る督促手数料、延滞金、過料等に関する条例 第3条		
<b>例規番号</b>	昭和39年青森県条例第11号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第3条の規定による。 (督促手数料)</p> <p>第3条 前条第1項の規定により督促状を発した場合においては、督促状1通につき20円の督促手数料を徴収する。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月30日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1009

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	青森県税外諸収入金に係る督促手数料、延滞金、過料等に関する条例 第4条		
例規番号	昭和39年青森県条例第11号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により督促状を発した場合においては、その税外諸収入金の額が100円以上であるときは当該税外諸収入金の額(100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)につき年10.75パーセントの割合をもつて納期限の翌日から滞納金完納の日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金額が10円未満であるときはその金額、延滞金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は徴収しない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日